

事業用設備投資をお考えの皆さんへ

【所得税・法人税の減価償却の割増償却のお知らせ】

中能登町では、平成25年4月1日に「半島振興を促進するための産業の振興に関する計画」を策定し、国から地区指定を受けています。

平成25年度の税制改正により、指定を受けた地区で個人又は法人が設備投資を行い、一定の要件を満たす場合、所得税又は法人税の減価償却の割増償却(5年以内)が適用されます。次の要件に該当し、割増償却を希望される方は、税務申告前にご相談下さい。

[適用の要件など]

対象業種	資本金の規模	要件		割増償却の償却限度額
		対象	取得価格	
製造業 旅館業	1,000万円以下	機械・装置、建物・付属設備、構築物に係る取得等	500万円以上	機械・装置 普通償却限度額の32%
	1,000万円超 5,000万円以下		1,000万円以上	
	5,000万円超	機械・装置、建物・付属設備、構築物の新增設	2,000万円以上	建物・付属設備、構築物 普通償却限度額の48%
農林水産物等販売業	5,000万円以下	機械・装置、建物・付属設備、構築物に係る取得等	500万円以上	
情報サービス業等	5,000万円超	機械・装置、建物・付属設備、構築物の新增設		

※税務申告前に、設備投資の内容等が計画に適合していることの確認を受けることが必要です。

※その他にも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

[お問い合わせ先]

中能登町役場企画課(鳥屋庁舎内) ☎74-2806